	計画	[12見積·積算
1		根切土量を算出する場合、杭の余長部分の土量を差し引くものとする。
2		鉄骨の溶接の数量は、原則として、種類、溶接断面形状ごとに長さを求め、すみ肉溶接脚長6mmに換算した延べ長さとする。
3		防水層等の数量を算出する場合、衛生器具、電気器具、配管等による各部分の防水層等の欠除並びにこれらの周囲の防水等の処理については、計測の対象としない。
4		鉄筋の数量を算出する場合、床版(単独床版及び片持床版は除く。)の全長にわたる主筋の継手については、床版ごとに0.5か所の継手があるものとみなし、これに床版の辺の長さ5.0mごとに0.5か所の継手を加えるものとする。
5		あばら筋のピッチが示されているときの鉄筋の割付本数は、あばら筋を入れる部分の長さをあばら筋のピッチで除し、小数点以下 第1位を切り上げた整数とする。
6		仕上工事において、間仕切下地の数量を算出する場合、面積が0.5m2以下の開口部については、その開口部による間仕切下地の欠除は、原則として、ないものとする。
7		窓、出入口等の開口部による型枠の欠除は、建具類等の開口部の内法寸法で計算し、内法の見付面積が0.5m2以下の開口部については、原則として、型枠の欠除は、ないものとみなす。
8		鉄筋の重ね継手の箇所数は、原則として、計測した鉄筋の長さについて、径13mm以下の鉄筋は6.0mごとに、径16mm以上の鉄筋は7.0mごとに継手があるものとして求める。
9		鉄骨材料のうち、形鋼の所要数量は、設計数量の3%の割増をすることを標準とする。
10		木材による開口部の枠の所要数量は、「ひき立て寸法による設計図書の断面積」と「内法寸法による長さに両端の接合等のために必要な長さとして10%を加えた長さ」による体積に、10%の割増をした体積とする。
11		工事原価は、直接工事費と共通仮設費とを合わせたものである。
12		複合単価は、材料費と労務費を加えたものなど、2種類以上の費用を合わせたものの単価である。
13		共通費は、共通仮設費と諸経費を合わせたものである。
14		型枠の数量は、各部材の接続部の面積が1.0m2を超える場合、型枠不要部分としてその面積を差し引いて算出した。
15		造作材の所要数量は、図面に記入されている断面の仕上寸法により算出した。
16	П	鉄筋の所要数量は、鉄筋の設計数量の4%増とした。
17		鉄骨の所要数量は、1か所当たり0.1m2以下のダクト孔等による鋼材の欠除については、原則として、ないものとして計測・計算する。
18		建具の塗装面積の数量は、適切な統計値を利用して算出した。
19		型枠の数量は、階段の踏面及び階の中間にある壁付きのはりの上面の型枠については、計測・計算の対象としない。
20		シート防水におけるシートの重ね代は、計測の対象としない。
21		山留め壁(地中連続壁)における鉄筋の所要数量を求める場合、設計数量に3%の割増をすることを標準とする。
22		屋根板のコンクリートの上面が傾斜している場合、その勾配が3/10を超えるものについては、その部分の上面型枠又はコンクリートの上面の処理を計測・計算の対象とする。
23		鉄骨材料の所要数量を求める場合、ボルト類及びアンカーボルト類については、設計数量に4%の割増をすることを標準とする。
24		鉄骨材料のうち鋼板(切板)の所要数量は、設計数量に3%の割増をすることを標準とする。

25 鉄筋コンクリート造の階段における段型の鉄筋の長さは、コンクリートの踏面、蹴上げの長さとし、継手及び定着長さは加えないものとする。

計画12見積・積算

- 1 × 杭の余長などによる根切量の減少は、ないものとみなす。
- 2 〇 鉄骨の溶接の数量は、原則として、種類、溶接断面形状ごとに長さを求め、すみ肉溶接脚長6mmに換算した延べ長さとする。
- 3 防水層等の数量を算出する場合、衛生器具、電気器具、配管等による各部分の防水層等の欠除並びにこれらの周囲の防水等の処理 については、計測の対象としない。
- 4 × 鉄筋の数量を算出する場合、床版の全長にわたる主筋の継手については、床版ごとに0.5ヶ所の継手があるものとみなし、これに床版の辺の長さ4.5mごとに0.5ヶ所の継手があるものとする。
- 5 × あばら筋の割付本数はあばら筋の入れる部分の長さをあばら筋のピッチで除し、小数点以下第一位を切り上げた整数に1を加えたものとする。
- 6 仕上工事において、間仕切下地の数量を算出する場合、面積が0.5m2以下の開口部については、その開口部による間仕切下地の欠除は、原則として、ないものとする。
- 7 〇 窓、出入口等の開口部による型枠の欠除は、建具類等の開口部の内法寸法で計算し、内法の見付面積が0.5m2以下の開口部については、原則として、型枠の欠除は、ないものとみなす。
- 8 〇 鉄筋の重ね継手の箇所数は、原則として、計測した鉄筋の長さについて、径13mm以下の鉄筋は6.0mごとに、径16mm以上の鉄筋は7.0mごとに継手があるものとして求める。
- 9 × 鉄骨材料について、所要数量を求めるときは、設計数量の5%の割増をすることを標準とする。
- 10 × 木材による開口部の枠の所要数量は、「ひき立て寸法による設計図書の断面積」と「内法寸法による長さに両端の接合等のために必要な長さとして10%を加えた長さ」とによる体積に、5%の割増をした体積とする。
- 11 × 工事原価とは、純工事費と現場経費を合わせたものである。純工事費は直接工事費と共通仮設費を合わせたもの。
- 12 〇 複合単価は、材料費、労務費、小運搬費、損料など、2種類以上の費用を合わせたものの単価である。
- 13 〇 共通費は、共通仮設費と諸経費を合わせたものである。
- 14 〇 型枠の数量は、各部材の接続部は型枠不要部分として差し引いて積算するが、1ヶ所が1m2以下の場合は差し引かない。
- 15 × 造作材の寸法が引立寸法か仕上寸法かを図面により確認し、仕上寸法の場合は削り代を見込んで所要数量を算出する。
- 16 鉄筋の所要数量は、設計数量に対して割増率4%とする。
- 17 〇 鉄骨の所要数量は、1か所当たり0.1m2以下のダクト孔等による鋼材の欠除については、原則として、ないものとして計測・計算する。
- 18 〇 木製片開きフラッシュ戸の枠を含む塗装面積は、戸の内法寸法に対する面積の約2.7倍である。
- 19 × 型枠の数量において、階段の踏面、階の中間にある壁付きのはりの上面は、その部分の上面型枠を計測・計算の対象とする。
- 20 シート防水におけるシートの重ね代は、計測の対象としない。
- 21 〇 山留め壁(地中連続壁)における鉄筋の所要数量を求める場合、設計数量に3%の割増をすることを標準とする。
- 22 〇 屋根板のコンクリートの上面が傾斜している場合、その勾配が3/10を超えるものについては、その部分の上面型枠又はコンクリートの上面の処理を計測・計算の対象とする。
- 23 × 鉄骨材料について所要数量を求める場合、設計数量に対する割増は、ボルト類は4%、アンカーボルト類はロスが発生しないので0%とすることを標準とする。
- 24 〇 鉄骨材料の所要数量は、設計数量に次の割増をすることを標準とする。
 - ●形鋼、鋼管および平鋼 5%
 - ●広幅平鋼及び鋼板(切板) 3%
 - ●ボルト類 4%
 - ●アンカーボルト類 0%
 - ●デッキプレート 5%
- 25 × 鉄筋コンクリート造の階段において、段型の鉄筋の長さは、コンクリートの踏面、蹴上げの長さに継手および定着長さを加えたものとする。